

令和 6 年度 第 2 回 高浜市入札監視委員会会議録

1. 開催日時 令和 7 年 2 月 4 日（火）
午後 3 時 0 0 分～午後 5 時 1 5 分
2. 開催場所 高浜市役所 1 階 多目的会議室
3. 出席委員 委 員 長 児 玉 善 郎（学事顧問・大学教授）
委 員 横 山 英 樹（元県住宅供給公社事務局長）
委 員 横 井 克 俊（弁護士）
委 員 山 本 時 雄（高浜市商工会事務局長）
4. 事務局職員 杉浦総務部長、本多グループリーダー、間瀬副主幹、
水野主査、杉浦主任、日比野主事、榊原主事
5. 議事概要
 - （1）あいさつ
 - （2）令和 6 年度 後期入札案件の検討について

○主な質疑・回答

質 問 ・ 意 見	回 答
こども育成グループ 【落札率 100%案件】 ①高取北児童クラブ改修工事 ○1 者しか応札が無かった原因をどのように分析しているか。 ○予定価格の設定方法に見直しが必要ではないか。	○提示金額で応札できる業者が 1 者しかなかったということが全てではないかと思われる。改修工事という工事の性質上、新築工事と比べると手間が多く発生するため、業者の積算が高額となり、応札が無かったことが考えられる。 ○設計を委託し、本件は国庫補助事業のため、県単価があるものは県単価を優先的に使い、無いものは物価本、それも無いものはメーカー見積を用いて積算しており、設計の根拠としては申し分ない内容で設定している。そこを見直すと設計単価以上の金額で見積ることになってしま

○他から応札がなかったのは人手不足などの要因もあるのか。	い、設計金額の根拠がなくなってしまう。 ○特に要因としては聞いていないが、9月に発注しているため、可能性として考えられる。
【審議結果】 ○適正な単価に基づき工事が発注されていることが確認された。 ○改修工事の性質上、業者側の積算が多額になり、応札に至らなかった業者が多数になったことが推測された。 ○発注時期において技術者の確保が困難なため、応札に至らなかった業者があったことが推測された。	

質 問 ・ 意 見	回 答
学校経営グループ 【低落札率案件】 ②小学校社会科副読本「のびゆく高浜」改訂等業務委託 ○落札業者は過去に実績はあるのか。 ○予定価格は前回落札業者の見積を元に設定しているのか。 ○見積と落札額で100万円近い差があるがなぜか。 ○次回の見積方法を考えなければならないのではないか。 ○指名範囲を出版社から印刷業者まで広げたが、仕様について前回と今回の違いはあるのか。	○今回初めて指名した。レイアウト部分と印刷がメインとなる業務のため印刷業者でも十分対応できるという話を事前にいただいていた為、指名業者に加えた。 ○そのとおりである。前回落札業者と市内の業者に見積の依頼をしたが結果的に前回落札業者のみ提出があったためそちらを参考にした。 ○今回2,000部印刷して納品するまでが委託業務となっているため、印刷部分で見積業者の金額と差が出たと考えられる。 ○今回応札いただいた業者を中心に見積徴収する形になると考えている。 ○違いはないが、前回までは教科書の改訂支援という一面が印刷業者では難しいのではないかと判断しており、出版社を中心に指名していた。某業者から印刷業者

【工事事後公表試行案件】 ③南中学校屋内運動場消火配管改修工事 ○この入札結果を受けてどのような評価か。 ○落札率 95%はそのような事情を踏まえると悪くないという受け止め方か。	でも可能という話をいただいたため指名範囲を広げた。 ○配管の水漏れが発覚した時期が、業者の忙しい時期だったため見積が徴収できなかったことから落札されない懸念があったが、無事落札されたという評価である。 ○そのとおりである。
【審議結果】 (②について) ○見積を徴収した出版社と落札した印刷業者では印刷コストに違いがあり、低い落札率になったと推測された。 ○次回の入札では今回応札があった業者を中心に見積徴収するということが確認された。 (③について) ○業者見積が徴収できなかったため職員が県単価を基準にして設計をした状況での落札であることが確認された。	

質 問 ・ 意 見	回 答
健康推進グループ 【工事事後公表・高落札率案件】 ④高浜老人ふれあいの家改修工事 【工事事後公表試行案件】 ⑤高浜南部老人憩の家解体工事 ※一括審議 ○⑤の解体工事はどのように設計したか。 ○⑤は審議案件①と同じ業者が落札しており、1 件は落札率 100%でもう 1 件は 70.42%だがなぜか。	○設計を委託している。 ○⑤の解体工事と並行して別施設の解体工事の入札があったが、こちらも低い落札率であった。 ①のような改修工事だとどうしても手間がかかるため、この金額なら可能と判断し応札したのではないか。解体工事については規模も違い、この条件なら安くでき

○工期に近いが現場の方は概ね終わっているのか。	るのではと積算されたのではないかと分析している。 2年前から同様の施設の解体工事発注がいくつかあり、その時の業者と同じ業者が今回落札しているため、ノウハウもあったのではないかと分析している。 ○現場の方は概ね終わっている。落札業者が今回の解体工事を含めて同様の工事を実施するのが3件目になるが、工事で必要な日数、書面の関係で必要な日数を見ながら進めていただいている。特に今回は住宅地にある施設ではなかったため、支障なく計画通りに進んだ。
【審議結果】 ○解体工事と改修工事の落札率の違いについて、業者の入札時における考えによるものではないかと推測された。	

質 問 ・ 意 見	回 答
地域福祉グループ 【工事事後公表・入札不調案件】 ⑥いきいき広場消防設備修繕工事 ○入札不調後の対応は。 ○工事を分けて発注したことにより単価は下がったのか。 ○工事区分を分けた方が応札しやすいのか。 ○入札不調の原因は消防施設工事と電気工事を一緒に発注したことか。 ○消防施設の工事は定期的に発注するものなのか。	○消防施設工事と電気工事の2件に分けて発注した。 ○設計額は分けただけなので下がっていない。 ○消防施設工事が特殊なため、消防施設工事の業者が電気工事も施工すると負荷が大きかったみたいで、分割して発注した。 ○そのとおりである。 ○保守点検を毎年実施しているため、その中で工事が必要と判断すれば、翌年や当年に実施する。

○工事を一括で入札して落札しないという現状があるため、審査委員会で分離発注をした方がいいのかなど検討した方がよいかもしい。 【工事事後公表・高落札率案件】 ⑦自動火災報知設備受信機更新工事 ○1者しか応札がなかったのはなぜか。 ○施工可能な業者が非常に限られてしまうということか。 ○一般競争入札で応札前に応札するという申請があるのか。	○今後対応が必要である。 ○難しい工事と思わないが、頻繁にある案件ではないためと考える。消防施設工事が施工可能な業者数がもともと少ない中、見積業者が別件の保守点検を落札できなかったこともあり応札がなく、別の業者が応札したため落札率が高くなった。 ○そのとおりである。 ○そのとおりである。入札参加申請があり、審査をした後で辞退されている。
【審議結果】 ○消防施設工事と電気工事の一括発注が不調の原因として挙げられ、その後分割して工事を発注し落札されたことが確認された。 ○消防施設工事をできる業者が少ない中、見積業者からの応札が無かったことが高い落札率になったことが推測された。	

質 問 ・ 意 見	回 答
文化スポーツグループ 【工事事後公表・入札不落案件】 ⑧かわら美術館・図書館 汚水槽ポンプ等更新工事 ○この工事は難しい特殊技術が必要なのか。 ○他者から応札がない点についてどのように考えるか。 ○今後の対応は。	○そこまでではないと認識している。 ○予定価格が事後公表で最終的に不落になるのは予定価格が安すぎたのではないかと考えている。 ○来年度再度見積を徴収して、再入札をか

○見積業者は応札されなかったのか。 ○見積は2者ぐらいから徴収しているのか。 ○単純に金額だけの話ではないところがあるのか。技術者が確保できないからそもそも応札ができないのか。 ○次年度は施工可能なのか。 ○8月発注で再度入札することは考えなかったのか。 【工事事後公表試行案件】 ⑨かわら美術館・図書館 特別展示室陸屋根等改修工事 ○担当としては、落札されてよかったという評価か。 ○落札業者は当初の見積より金額を下げて応札したということか。 ○年間の発注スケジュールは事前に公表するのか。	ける予定である。 ○そのとおりである。 ○2者から見積徴収していたが、今年度から機械器具設置の入札条件が条件付に変更になったことで1者は応札できなくなった。もう1者は、他市の業者で他市の工事をメインにしており、高浜市の工事を受注するだけの技術者の余裕がないため辞退という話はいただいている。 ○人員不足等も影響したものとする。 ○次年度については、この時期だったら技術者を確保して応札してもらえるのか確認しつつ事務を進めている。 ○検討したが再入札をかけると年度末にかかり、ますます技術者の確保が厳しく施工できないと回答をいただいたため、補正をかけての再入札は断念した。 ○そのとおりである。落札業者ともう1者から見積徴収して、それを基本に諸経費を県の計算方式で計算して予定価格を設定している。そういった中で落札いただきほっとしているところである。 ○見積通りである。諸経費の部分で業者が出してくるものと市が県の基準で算出するところで若干差額が出る。 ○財務グループで取りまとめて全庁の工事の発注スケジュールを公表している。
--	---

【審議結果】

- 予定価格が安すぎたこと、見積業者が参加可能業者枠に入らなかったこと、技術者不足により辞退したことが不落の原因であると推測された。
- 工事事後公表案件は、予算見積に応じた業者が見積どおりの金額で応札したが、諸経費部分の県基準との違いで、落札率が若干下がったことが確認された。

質 問 ・ 意 見	回 答
経済環境グループ 【入札不調案件】 ⑩ごみ分別便利帳配布（単価契約） ○設計額は何を根拠に設定したのか。 ○なぜ見積業者は未受領だったのか。 ○今回の入札に関しては業務の内容に比べて予定価格が安すぎたということか。 ○見積に頼りすぎてしまったのか。	○業者からの見積を基に設定した。 ○担当によると、職場での働き方改革などの背景から、今回の業務の進め方について考えたところ時間を要して応札できなかったという話であった。その後、配布不可能な世帯を市に連絡する仕様について、その調査や報告が非常に手間だと具体的な話を聞いた。そういった点も鑑みて、再入札では仕様書の一部を見直し、配布不可能な世帯の報告を削除し、配布世帯もより現実的に近い数にした結果、落札された。 ○そのとおりである。 ○配布方法についても、折り込みとポスティング両方の選択肢を持たせ、より安価な方法での実施を考えており、それ故に業者の見積でないとなかなか予定価格を設定することができない。
【審議結果】 ○業務内容に比べて予定価格が安かったことが入札不調の原因であると推測された。その後、仕様を一部見直して再入札を行い落札されたことが確認された。 ○より安価な方法で実施するためには、業者の見積がないと予定価格を設定することが難しいということが確認された。	

質 問 ・ 意 見	回 答
市民窓口グループ 【入札不調案件】 ⑪後期高齢者医療窓口端末 ○辞退理由に書いてある仕様は特殊なのか。 ○仕様を変更したことで落札されたのか。 ○なぜ2回目も入札不調だったのか。 ○3回目まで再入札を行ったが、全員が応札し忘れたのか。 ○予定価格超過はないのか。 ○少なくとも今回の入札不調の原因は、古いOSを指示してしまったことか。	○特殊というわけではないが、広域連合から示された動作確認ができていないOSに基づいて仕様を記入した。そのOSが少し古いもので、今現在は入手することが困難と言われた。 再入札の時は広域連合に確認をし、一番入手しやすいものに仕様を変更した。 ○2回目も入札不調だった。 ○2回目は応札していただけたと思っていた業者が応札し忘れていたことが大きく、3回目に落札となった。 ○全員ではないがやはり仕様を満たす提案が困難だった。 ○予定価格超過もあった。 ○そのとおりである。
【審議結果】 ○入手することが難しいOSを指示したことが入札不調の原因であるということが推測された。その後、仕様を見直して再入札を行い、3回目再入札で落札されたということが確認された。	

質 問 ・ 意 見	回 答
都市計画グループ 【工事事後公表・入札不落案件】 ⑫市営住宅改修工事（屋上外壁） 東海住宅（1号棟） ○入札に参加していない業者があるが、担当としてどのような評価をしているのか。	○屋上外壁の改修工事で建築の業務が非常に大きく、土木工事に特化した業者もあるので今回の入札には応じられなかった

○1者しか参加しないということは予想していたのか。 ○再度設計して再入札をかけるのか。 ○見積合わせでは入札に参加していた1者と契約したのか。 【工事事後公表試行案件】 ⑬市営住宅居室修繕工事 ○担当としてどのような評価か。 ○落札業者は類似案件の実績があるということか。	のではないかと考える。 ○下請け業者を雇えば可能なため、資格があればどなたでも参加できると考える。 ○設計については特に直さず、工期を遅らせた形で、再度見積合わせを実施した。 ○そのとおりである。随意契約が可能な予定価格の範囲内で契約した。 ○設計を組むにあたって、業者から参考見積を徴収している。通常の新築工事とは違うためやはり費用が多少かかる。そのような点から、参考見積とさほど金額が変わらず応札があったのではないか。前年までの実績に基づいて参考見積徴収しているため、他の業者よりも安く応じてもらえたのではないかと考える。 ○そのとおりである。その時は少額のものだったが、今回は入札案件になった。
【審議結果】 ○屋上外壁の改修工事で建築業務が非常に大きく、参加可能業者の中には土木工事に特化した業者もあるため応札業者が少なくなったと推測された。 ○入札不落後は工期を遅らせた形で見積合わせを行い、随意契約が可能な予定価格の範囲内で契約したことが確認された。	

質 問 ・ 意 見	回 答
防災防犯グループ 【入札不調案件】 ⑭水防倉庫撤去工事 ○入札不調後の対応は。 ○設計は変えていないのか。	○知立建設管内の業者で入札不調だったため、参加可能枠を愛知県内に拡大して2者から応札があり落札した。 ○設計はそのままである。

○業者としては実績作りみたいなものがあるのか。 【工事事後公表試行案件】 ⑮防犯カメラ設置・更新工事 ○見積は徴収したのか。 ○業者の企業努力により落札したということか。 ○事後公表においても競争性が出たということ。	○かなりの実績を持っている業者なので発注時期が良かったと考える。 ○令和6年度当初予算で見積を今回応札があった3者から徴収し、一番安かった1者を参考に予算を計上している。 ○結果そういうことである。見積よりも金額を下げて応札した。
【審議結果】 ○入札不調後に入札参加可能業者枠を広げた結果、2者から応札があり落札したことが確認された。 ○予定価格事後公表で競争性が出るということが確認された。	

質 問 ・ 意 見	回 答
上下水道グループ 【高落札率案件】 ⑯公共下水道整備工事 浜第2処理分区（6－6工区） 【入札不調案件】 ⑰公共下水道整備工事 浜第2処理分区（6－3工区） ※一括審議 ○⑯、⑰の場所の特性は違う点があるのか。似たような案件なのか。 ○⑰はかなり工事が施工しにくいのか。	○⑰については、吉浜地区で街中の細い道がある中で入札を3回行い3回目に入札不調になったもの。1回目が3者辞退、2回目は2者参加申請があったが辞退。今回3回目で1者参加申請があったが入札不調という結果になった。 ○⑰の現場状況は道が細く条件的に厳しかったということはある。下請けやガードマンが手配できないことが入札不調の

○⑰の今後の対応は。 ○金額よりも人員確保の方に問題があるのか。 【工事事後公表・入札不調案件】 ⑱公共下水道維持補修工事 港第1処理分 区 【入札不調案件】 ⑲公共下水道維持補修工事 港第1処理分 区 【工事事後公表試行案件】 ⑳公共下水道維持補修工事 港第1処理分 区 ※一括審議 ○市外業者と県内業者は違うのか。 ○⑲は知立建設管内まで参加可能業者枠を広げたが、㉑でさらに広げたということか。 ○⑱の入札金額と予定価格でかなり開きがあるが、業者から理由を聞いているのか。	主な理由ではないかと考える。 ○工事の面積や場所の条件が悪いということで、他の工事と合区という形で再入札をかけたら落札したため、工事を実施することができた。繁忙時期から外れたことにより、下請けやガードマンの手配ができるようになったと考えられる。 ○公共工事で4月の予算執行から始まるため、入札時期が重なると工事を落札できても技術者の配置ができないことなどが考えられる。 ○市外業者は知立建設管内にある。 ○そのとおりである。 ○⑱、⑲は条件付き一般競争入札で、工事の概要が人孔修繕工とあるが下水のマンホールのことである。今回の工法が特殊で、その特殊工法を実施すると自社だけではできないため⑱の業者は金額が高くなったと考えられる。㉑は一般競争入札で参加可能業者枠を広げたところ、応札が1者で結果的に⑱の業者と㉑の業者で金額に乖離が出た。この特殊工法を土木一式で発注すると落札が難しく、マンホールの修繕工事に関してはこのような
--	---

【工事事後公表・高落札率案件】 ②①配水支管布設工事（６－１２工区） 【工事事後公表試行案件】 ②②配水管布設替工事（６－１３工区） 【高落札率案件】 ②③配水支管布設工事（６－１４工区） 【工事事後公表試行案件】 ②④配水支管布設工事（６－１５工区） 【工事事後公表・高落札率案件】 ②⑤配水管布設替工事（６－１６工区） ※一括審議 ○水道の配水管関係は設計が事後公表で推測しやすいのか。 ○業者は市がどういう根拠で設計するのかある程度予想が立てやすいのか。	傾向が見られるのではないかな。 ○一概にそういうわけではない。設計の方法は、事前公表と事後公表同じであくまで予定価格をいつ公表するかの違いだけだと認識している。 ○実際は工事の中身にもよるが、質問があったように予想が立てやすいというのではない。
【審議結果】 ○現場条件や人員確保が入札不調の原因であるということが推測された。再入札を行い、他の工事と合区にし、業者の繁忙時期から外れたため落札したことが確認された。 ○特殊工法が自社で実施可能な業者と実施不可能な業者で金額の乖離が生じることが推測された。	

質 問 ・ 意 見	回 答
土木グループ 【工事事後公表試行案件】 ②⑥道路改良工事 市道大根線 ○設計は参考見積を徴収しているのか。 ○１回目と２回目の入札額を見ると県単価と業者の今考える額に開きが出ている気もする。 ○県単価は現場の個別事情はあまり反映さ	○全て県単価を使用している。 ○現場が運送会社の前になるので現場状況が悪く、下請け業者の見積が高かったのではないかと考える。 ○そのとおりである。現場状況によっては

れないのか。 ○結果的には業者の企業努力により落札したということか。 【入札不調案件】 ②⑦橋りょう修繕工事 【入札取りやめ案件】 ②⑧橋りょう修繕工事 【高落札率案件】 ②⑨橋りょう修繕工事 ※一括審議 ○②⑦、②⑧の選定理由を見ると同じに見えるが、県内業者の参加可能枠を本店までから支店までに広げたということか。 ○②⑧は参加可能業者枠に支店を含めるということか。 ○結果的に②⑨で落札したが、落札業者は②⑦でも参加できたため、入札時期がずれたため参加できるようになったのかもしれない。 ○最終的に②⑨で1者しか参加が無かったということを担当としてどのように分析しているのか。 ○規模的にいろいろな業者が参加するといえるのではと思う。 ○橋りょう修繕工事は特殊な工事なのか。 ○工種区分が土木一式ということに違和感があるが、橋りょうの塗装や化粧板撤去工が土木一式に含まれるのか。	単価が高くなり、県単価とは合わなくなる。 ○そのとおりである。 ○そのとおりである。②⑦の時は参加可能業者枠が本店のみだった。 ○参加可能業者枠に支店を含めることを審査委員会にて承認いただいたが、公告文に誤りがあったため②⑨で再公告をした。 ○落札業者と話をさせていただいたが、本拠地以外の入札公告が目に入りにくいという話があったため、それが主な理由だと考えている。 ○システムで他市の業者も見ることにはできるが、あまり見られていないのかもしれない。 ○橋りょう点検の結果が悪かったため、国費をいただいて修繕を実施する。 ○市道認定になっている橋なので、土木一式の工事となる。
---	--

【工事事後公表・高落札率案件】 ③⑩公園整備工事 山田公園 ○この設計は県単価を使用しているのか。 ○遊具部分の設計額はどのように設定したのか。 ○工事部分の設計額はどのように設定したのか。 ○②⑥と同じような入札額の動きをしているように見えるが、ここも県単価と今の市場でずれがあるのではないか。 ○公園整備だと遊具とブランコの改修・設置だけなのか。 【工事事後公表試行案件】 ③⑪道路改良工事 交通信号機移設工事 ○信号機の工事が施工可能な業者は非常に限られるのか。 ○信号機 4 機移設する理由は何か。 ○見積は指名した 5 者のうち何者から徴収したのか。 ○見積の 3 者も含めて金額を下げて応札している。 ○落札業者からも見積を徴収したのか。 【工事事後公表試行案件】 ③⑫道水路維持補修工事 乞殿排水路ポンプ場外 ○見積から業者が金額を下げて応札しているということか。	○県単価と遊具会社 3 者から見積を徴収して設定している。 ○業者見積を使用している。 ○県単価を使用している。 ○大半の工事が県単価を使用した設計額になるので、市場価格との差が出たと思われる。 ○そのとおりである。 ○そのとおりである。愛知県警察の方と現場立ち合いをして業者を指定した。 ○この道路の改良工事を別で発注しており、交差点拡幅に伴って移設する。 ○3 者から徴収した。 ○落札業者も見積業者のうちの 1 者である。 ○労務費と設置費等は県単価を用いて設定しているが、水位計の材料費のみ見積で
--	--

○材料費の割合は全体のどれくらいなのか。 ○応札した3者が材料費を下げたのか、労務設計費を下げたのかまで分かるのか。 ○基本材料は見積段階でも適正額ではなく、実際の金額を業者は提出しているのか。	3者から徴収している。 ○材料費の割合は半分くらいである。 ○材料費は変わらないため、労務設計費を下げたと思われる。 ○そのとおりである。
【審議結果】 ○県単価には現場状況があまり反映されないため、設計金額と入札額に開きがあったのではないかと推測された。 ○本拠地以外の公告が目に入りにくいことが他市業者の入札参加が少ない理由であるということが推測された。 ○各業者の企業努力による金額を下げての入札があったことが確認された。	

(3) その他

- 令和6年度 予定価格事後公表試行案件の結果について